木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事

図面番号	図 面 名 称									
A - 0 1	特記仕様書(1)									
A - 0 2	特記仕様書(2)									
A - 0 3	特記仕様書(3)									
A - 0 4	付近見取図、配置図、仮設計画図、解体概要、面積表									
A - 0 5	仕上表									
A - 0 6	平面図、屋根伏図、撤去家具リスト、撤去家電リスト									
A - 0 7	立面図、矩計図									
A - 0 8	建具配置図、建具表(1)									
A - 0 9	建具表(2)									
A - 1 0	基礎伏図、床伏図、小屋伏図									

I. 工事概要					
1. 工事名称	木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	項目	特記事項	項目	特記事項
 工事場所 工事概要 	鳴門市撫養町木津 A. 建物取り壊し B. 整地工事		◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成 13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
	構造規模:木造平屋建て 工事範囲図示よる		であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの
4. 床面積	上 争 則 凶 ぶよる 施工面積: 70.02 m2		ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない. なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する.		格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければ
5. 工 期	工事完成期間は工事契約書による.		ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする.		ならない、なお、使用出来ない場合は監督員と協議を行うこと。
I. 解体工事仕様書			最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出		◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること.
1章 解体一般共通事項 項 目	特 記 事 項		ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、 あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着		◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、 交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安
1. 適用基準等	②図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。)		することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする. なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする.		全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
	②公共建案以修工事標準仕様書(建案工事編) 市和7年版(以下「以標任」という。) ③公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 市和7年版 ④公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 市和7年版 ⑤公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 市和7年版(以下「標仕」という。)		◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。		◎受注者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項に留意し、下請業者を指導すること。(1) 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。(2) さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。(3) 過積載車両、さし枠装備車、不表示者から土砂等の引き渡しを受けないこと。
	⑥公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版) ⑦公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)		◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、ゲート付近 に 配置 すること②本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に		(4) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請け業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。
	◎また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ・建築工事監理指針(令和4年度版)(以下「監理指針」という。)		一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている (義務付けられていない)) 〇警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件		◎工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」(自由形式)を監督職 に提出すること。
	・建築改修工事監理指針(令和4年度版) ・電気設備工事監理指針(令和4年度版)		の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ○配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。		◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バブルの止水状況を確認するとともに、早期に復旧できる体制をとること。
	・機械設備工事監理指針(令和4年度版) ②設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)		○受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。	5. 工事現場管理	◎工事現場には、鳴門市指定の工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
	(2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面		○受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し) とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。	6. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
	(5) 解体共通仕様書等 ②建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)に基づき工事を行うこと。		○受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。		│ │ ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保する
2. 施工条件	施工条件は次による。		◎工事実績データの登録(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス		とともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること. また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
	・撤去建物内及び敷地内の全ての物品共撤去処分する。 ・工程については、監督員と協議のうえ決定とすること。 ・人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにすること。 ・請負者は、本工事の全部もしくは一部について、指名停止期間中の有資格者と下請契約を締結してはならない。 ・本工事の設計図書に関する質疑は、質問回答書をもって確かめておくものとする、また設計図書に記載なくとも		(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。		◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
	外観上、構造上、設備上当然と監督員が認めた場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとする。 ・工事区画範囲外の敷地、市道等に工事車両等を駐車しないこと。 ・休日は作業を行わないこと。		・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として 登録を必要としない。	7. 周辺家屋等の対応	◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。
	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降 30日以内に工事に着手しなければならない。		(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に 提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	8. 保険	◎請負業者賠償責任保険に付保すること。
	なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては その日)をいう。	3. 工事関係図書	●施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、 監督員に提出すること。	9. 記録	◎提出書類
	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う.		監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。		◎工事写真(写真帳 1部(着手前 ・ 工事中 ・ 竣工), 電子データ1部)
	◎コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧砕機を使用する. ◎安全対策関係	4. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底する		◎使用材料一覧表
	・近隣住人等に周知、案内のこと。 ・道路淵における工事については作業時間内外を問わず、通行者の安全に十分留意のこと。		こと。◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。		◎工事写真はしゅん工,着工前,資材,施工状況の順に整理する。 しゅん 工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が 写真で的確に確認できること。
	◎施工体制台帳及び施工体系図(1)施工体制台帳の作成		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は,建築基準法,労働安全衛生法,騒音規制法,振動規制法,大気 汚染防止法,建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号) 、建設副産物適正処理		○工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること
	受注者は、下請け契約(以下(3)及び(4)の場合を含む。)を締結し場合は、施工体制台帳及び再下請通知書 (以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に 備え置かなければならない。		推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。		区 分 サイズ 着 工 前 カラー、手札版又はサービスサイズ
	偏え直かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請け契約(以下(3)及び(4)の場合を含む。)を締結し場合は、各下請負者の施工の分担関係を		◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材 設置を含む)着手までに調査を行い、支障が存在する場合には「支障物件確認書」を監督員に提出し 監督員の確認を受けてから工事着手すること。		エ 事 中 カラー、手札版又はサービスサイズ 竣 エ カラー、手札版又はサービスサイズ
	表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、 位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。		* 提出部数は指示部数とする。 ◎工事完成撮影は、専門家に(よる・(よらない)ものとする。
	(3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存 しなければならない。		◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施		
	(4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を		さなければならない.万一,損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。	10. 工事検査及び技術検査	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、
	作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当		承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、
	(3) 施工体制音帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に 変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し		む.) 又は真物自動単から即り作業(ローノ解さい作業及のソート外しの作業を含む.)を行うとさは、自 該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		◎試験寺によらなければ、雑誌できない工事(製品)については、試験寺計画書(施工計画書に記載)を提出し、 監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
	確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りでない。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指		◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用については請負業者の負担とする。

•	工事名	木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	SCALE	丹羽建築事務所		NO.		
•	図面名	特記仕様書(1)		丹 羽 悟 1 級建築士登録119290号	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	01	NIWA & arch	.associ itecti



2章 解体仮設工事		3章 解体施工		4章 建設廃棄物の処理	
項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項
2章 解体仮設工事	● 記事 項 ②仮設機材及び程年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全制金に基本の設定基準 また。厚生労働の「整年設設材が管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録 工場及び指定工業等の設置部に努めるとともに、前記機体等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじ が強度等を確認した書類を監督員に提出し、承接を得ること。 ②労働安全衛生法第20条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる逮補等(総立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設定や移転。変更を行う海台は、30日前までに所精労働急率監督署長に届け出をおこ なうこと。 国け出を思こなら指令は、整督員に報告すること。 国け出を思こならならと。 ②使注者は、高さが30以上の箇所で作業を行う場合は、腰落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェック シート」を活用して直線を行い、その記録を提替すること。 ③仮面回いの範囲は思示による。 (仕様: H-2m 固示位置争理) ②外部定場(程度: くさび緊結式定場 、シート仕様: 防管シート) ○受理を整理が最合は、最近によりに「手すり条件工法に関するがイドライン」(2.2.4)の別紙1 「手すり条件工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり接置方式により行うこと ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり条件専用足場方式により行うことができる。 ②ゲート(名)、無 仕様: キャスターゲートにて工事区間を行うことができる。 ②ゲート(名)、無 仕様: キャスターゲートにて工事区間を行うことができる。 ②ゲート(名)、無 仕様: キャスターゲートにて工事区間を行うことができる。 ②日報等の設置業者は、別契約の関係受法者に無値で使用させること。 ②反注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を終く、)、提出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足事の対立に、解除と関連で使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ②受法者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を終く、)、提出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足事の対立に、解除と関連を対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済を対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対して、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済を持続と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済に対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済に対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済と対し、経済を対し、経済と対し	 1. 一般事項 2. 工事の範囲 3. 事前措置 	特 記 事 項 ②君工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下理設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び国本管の流未拠型の確認型びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 ③工事に限して道路占用許可が必要を場合は、道路管理者と協議を行い許可を得ること。 ②空間機等の冷域は、専門業者により回収を行い、空馬中に飛散させてはならない。 ②建物の原体は順序よく行い、特に安全を期すこと、工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生的正と表わる運動計画及び通行道路の撤送計画について、関係機関と協議し、一般事間の通行に支障の無いように努めること。 ②成体の発生材の運動計画及び通行道路の撤送計画について、関係機関と協議し、一般事間の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清積すること。 ②解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 ②的媒体分別に大権にたちご、博にせっこうボードは他のボードと区別すること) ②情は後なて分別解体により行い、次によりエキ写真を撮影すること。 ②的技体を別して無したこと。(領にせっこうボードは他のボードと区別すること) ②精造物の地中部の取り塩しはベース下端拾てコンクリート及び果石底面まで行い撤去すること。 「銀本機大、単地のこと。 ③本工事の着手時に、総排水、ガス管、地下理設物等の調査を行う。 ③麻体前に大気汚染防止法に基づくアスペスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないが調査し、有れば監督員の指示に戻うこと。 ・明本機果を石場本等により表の場合により、労働基本監督を及び自治体に報告すること。 ・明本機果を石場本等に提出すること。・明本機果と石場本等に提出することも、そのましま工事の規率に構え置くこと。 ・調査を展果な年間がすること。・のまた、そのまたとと手の規率に構え置くこと。 ・調査を展果な年間を発展を行うすり、場所に掲示する。・・分析によりアスペスト含有調査を行う場合に、JIS A 1481-1によること。 ・の動物を構築の構築を必要が見かすい場所に掲示する。 ・作業に災事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・作業に災事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・作業に災事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・作業に災事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・作業に災事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・例機構図内の股債機関等の撤去も本工事に含むものとする、なお、電気、給除水、ガス管、空間配管、配給の有無を複様の引用者の必要が最大を行い、大作業機の見やすい場所に掲示する。 ・の機体範囲内の股債機関等の協会も本工事に含むものとする、なお、電気、給酵水、ガス管、空間配管、配給の有無を複様の引力を開発すること、原則として、地中的も物法ととする。	4章 建設廃棄物の処理 項目 1. 一般事項	②免生材の処理等は、次により適正に行う。 ② 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生実適化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、無常物の処理及び清掃に関する法律、直接関係を保管する場合。または自ら運輸する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、直接関係を保管する場合。または自ら運輸する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を通する場合。または自ら運輸する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する経律第12条の規定を通する場合。または自ら運輸する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する経律第12条の規定と通うをは、合きは直接する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する経律第12条の規定と通りを通りといる場合の規定との場合を表示ないものについては、整質し保険を開び返する管理員といい。発性の規定とよる場合は定額費と認め資本と以下同じ、)に結婚と指示を仰ぐこと、 ③ コンタリート・アスファル・男の敷出先については、中間処理施設のみとする、木材については、50㎞の範囲内にある木材再資源化施設への動出を原則とする。 ④ 受法者は、建設副機能が膨出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書。度差集業制能度産業業物管理集の等しを提示しなければならない。のも、監督員に建設分生生地出調書を提出して対ればならない。なお、監督員等の指示があった場合に直右に産業廃棄物管理集の等しを提示しなければならない。の受法者は、資源の有効な利用に関する判断の基本となるべき事及を定める名令(ISL 10.2 注意サリイクル上記・部で有金家を行う者の再き支援の利用の促進に関する法律となる。とまり、各で人の表を対して、コンクリートに、アは建設工事に保証を基づく経費素に関する事業を行う者の治定設施をは、成済者効利用促進法に基づく経費素に関する事業を行う者の治定設施療に係る得すまでの利用の促進に関する判断の基本となるでき事及を定める名令(ISL 10.2 近接の情報的を受けなければならない、受法者は、資源者効利用促進法に基づく経費素に関する事業を行う者の治定対策がに係る得すまでは、定期機能を対してのとこまに表する場合とは、「全部機制性と立るのとは、まを構成の利用の促進に関する判断の基本となるでき事及を定める合作(ISL 10.2 対理を持ている。
 工事用用水、電力等 工事車両用駐車場 資材事務所用地等 			 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ⑥図示による ⑥解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする.なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無 		受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ②建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載が場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して法令に基づいて通知しなければならない。 ③建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

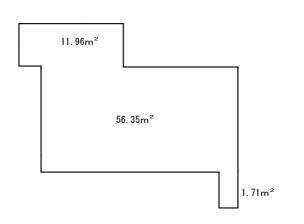
•	工事名	木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	SCALE	丹羽建築事務所		NO.	
	図面名	特記仕様書(2)		丹 羽 悟 1 級建築士登録119290号	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	/02	NIWA & associates architectural office

5章 アスベスト含有建材の 除去等					
項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項	項目	特 記 事 項
1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。				
1. 阪尹垻	│ │ ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。				
	◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は (・貸与する ・ない)				
	◎アスベスト粉塵濃度測定を (行う・行わない)。				
	・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」 による位相差・分散顕微鏡法による。				
	・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。				
	・報告書を()部作成し監督員に提出すること。				
	・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(
	◎施工計画				
	(1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。				
	(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。				
	◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明				
	する資料を監督員に提出する。				
2. アスベスト含有成形板の 除去	◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。				
M. A	外部足場 (種類 : , 仕様 枚布, D= cm, シート種類 :)				
	仮囲い高さ:H= m				
	(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部 の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。				
	の後生ガ法及の解体用収設の11体は下記による。 内部足場 (種類 : , 仕様 枚布, D= cm)				
	養生種別(
	│◎工法				
	(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。				
	(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。				
	建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した				
	状態で作業を行う。				
	ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧				
	不要)を行う。 (3) 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナ				
	パッグや車両を用意すること。				
	◎除去箇所一覧表				
	階数 室 名 箇所 建 材 種 別 面積 調査方法				
	◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員				
	に報告すること。				
	↓◎施工記録等				
	(1) 施工記録報告書を及び特定粉じん排出等作業完了報告書作成し、監督員に提出すること。				
	(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。				
6章 設備関係の処理					
<u>項</u> 目 1. 設備機器類	特 記 事 項 の紹体前に服用界目及びトランス内進わってデンサーのPCRの有無を調本し 有れば監督員の指示に従う				
I. 改僱 废 奋舆	◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従う こと。				
	◎解体前にシーリングのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。				
	◎空調機器の撤去、処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類使用の合理化および管理の				
	適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。				
	 ◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。				
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

工事名	木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	SCALE	丹羽建築事務所
 図面名	特記仕様書(3)		丹 羽 悟 및 1 級建築士登録119290号 T



鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521



延床面積		
		m [*]
7、8号室		56. 35
増築部分	11. 96+1. 71	13. 67
合計		70. 02

	解体撤去リスト	備考
1	建物本体 基礎共	土間+犬走り共+くみ取り漕共
2	側溝 (コンクリート)	現状のまま
	草刈、樹木伐採	
	土間コン	厚100

※敷地内の植物は全て撤去とする。

※建物等撤去跡は、周囲ともクラッシャーラン敷き均しのうえ整地・転圧とすること。

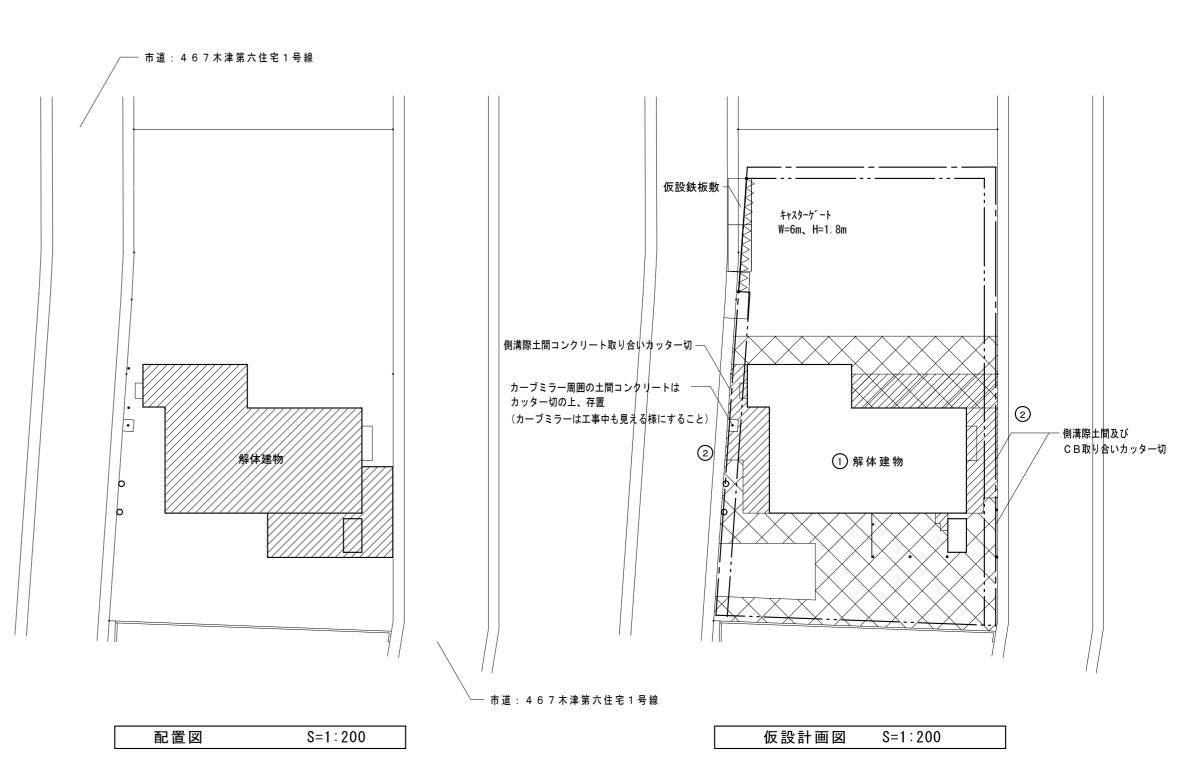
※建物内部及び敷地内の家具、家電、廃品類は全て撤去処分とする。

※仮囲い等は、敷地からはみ出さない様に設置すること。

付近見取図

※ 出典:国土地理院ウェブサイト 「地理院地図データ」(国土地理院)をもとに丹羽建築事務所作成

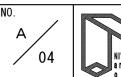




丹 羽 建 築 事 務 所 _{丹 羽} 悟

1級建築士登録119290号

鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521



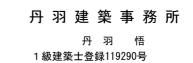
外 部 仕 上 表

	屋根	セメント瓦葺き 増築部分:カラー鉄板瓦棒葺	ポーチ床	土間コンクリート		
7 号室 8 号室 共通	軒天	野地板現し 小庇:野地板現し	犬走	土間コンクリート		
		增築部分:合板				
	外壁	ささら子下見板張り				
		化粧合板サイディング				

内 部 仕 上 表

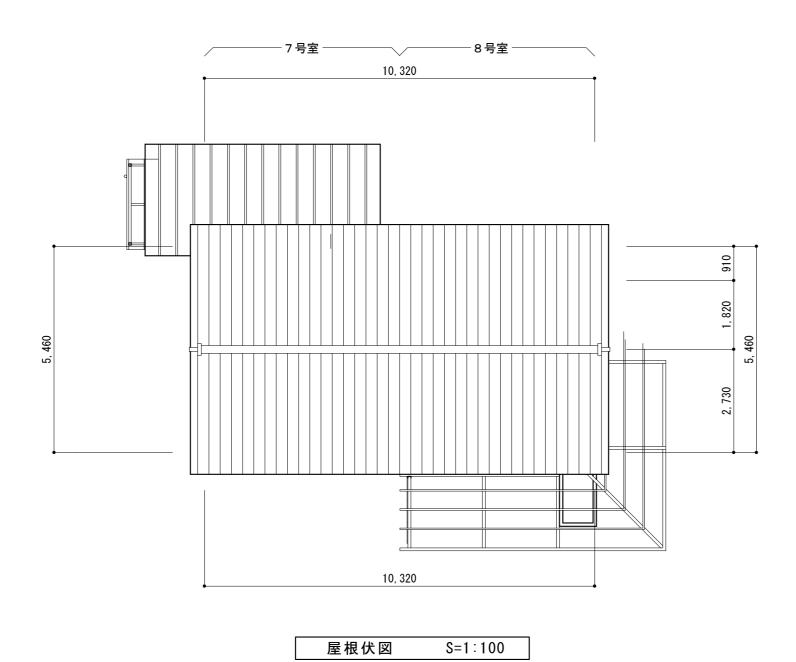
	室名	床	幅木	н	腰	壁	天 井	下地	С·Н	廻り縁	備考
7 号 室	玄関	土間コンクリート モルタル 縁甲板	モルタル 木製	50	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り 一部 ビニールクロス	荒壁下地 繊維壁	合板棹縁天井	w	2600 2300	木製	撤去リスト参照
室	台所	縁甲板	木製	50	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り 一部 薄塗りモルタル	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	吸音ボード t-6mm	W	2300	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	合板フロアー			荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	合板棹縁天井	W	2300	木製	撤去リスト参照
	和室6帖	畳敷 t - 5 5			荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	合板棹縁天井	W	2300	木製	撤去リスト参照
	押入	ベニヤ			荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	ベニヤ	W	2300	木製	撤去リスト参照
	便所	合板フロアー CFシート			荒壁下地 繊維壁 ビニールクロス 一部薄塗りモルタル塗り	荒壁下地 繊維壁 ビニールクロス	吸音ボード t-6mm	W	2300	木製	撤去リスト参照
	増築部分	カーペット(tー6)敷き詰め 下地フェルト+木繊維板 t −12	木製	50	プリント合板	プリント合板	ベニヤ	W	2050 2200	木製	撤去リスト参照
8号	玄関	土間コンクリート モルタル 縁甲板	モルタル 木製	50	荒壁下地 繊維壁 ビニールクロス 一部合板	荒壁下地 繊維壁 ビニールクロス 一部合板	合板棹縁天井	W	2600 2300	木製	撤去リスト参照
室	台所	縁甲板+CFシート	木製	50	荒壁下地 繊維壁 プリント合板+鉄板貼	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り ビニールクロス 一部合板	吸音ボード t-6mm	W	2300	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	合板フロアー+畳敷き t - 5 5			荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	合板棹縁天井	W	2300	木製	撤去リスト参照
	和室6帖	畳敷 t - 5 5			荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	合板棹縁天井	W	2300	木製	撤去リスト参照
	押入	ベニヤ			荒壁下地 繊維壁	荒壁下地 繊維壁	ベニヤ	W	2300	木製	
	便所	合板フロアー	木製	50	荒壁下地 繊維壁 一部合板	荒壁下地 繊維壁 漆喰塗り	吸音ボード t-6mm	W	2300	木製	撤去リスト参照
	浴室	FRPユニットバス			FRPユニットバス	FRPユニットバス	FRPユニットバス		2000		

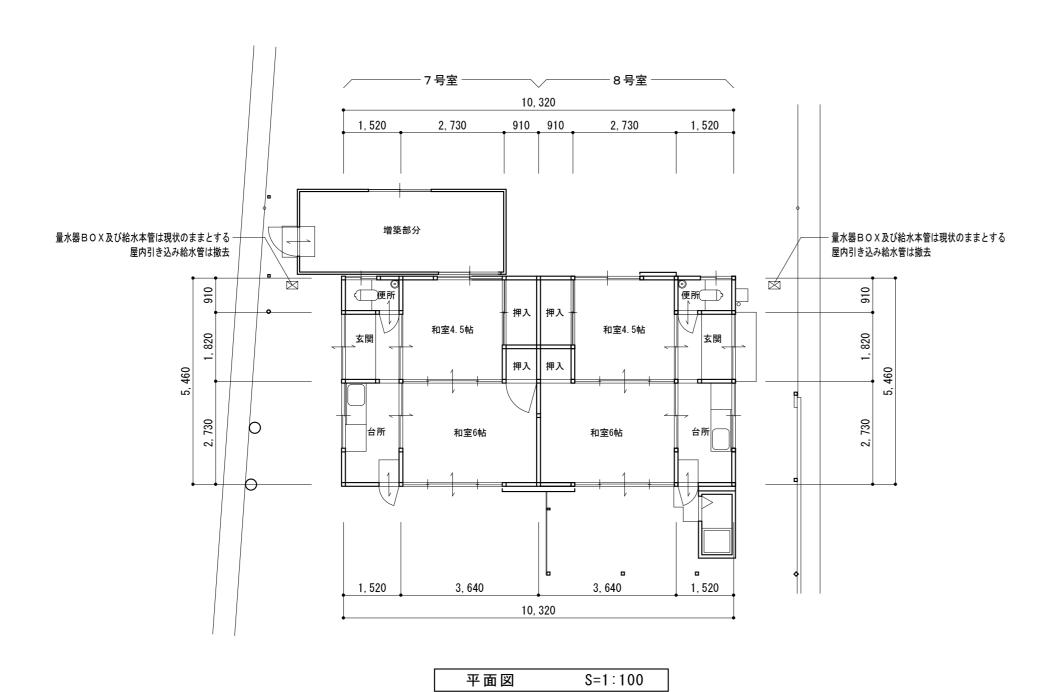
•	工事名	木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	SCALE	
•	図面名	 仕上表		











	7 号室			8 号室	
	撤去家具リスト			撤去家具リスト	
室名		形状	室名		形状
玄関	木製下足入	W820*D350*H900	玄関	木製下足入	W750*D360*H1800
計所	流し台	W1100*D550*H800 W700*D550*H640	台所	流し台	W1100*D550*H800 W700*D550*H640
	ガスコンロ付	W550*D350*H150		木製食器棚	W710*D300*H850
	瞬間湯沸器	W300*D250*H380	和室4.5帖	木製洋ダンス	W440*D480*H1550
	木製戸棚	W630*D350*H400			W900*D600*H1820
	金属製食器入	W380*D300*H470		木製テーブル	W900*D600*H320
口室4.5帖	エレクトーン	W1150*D600*H970		木製カラーボックス	W440*D300*H900
	木製本棚	W960*D150*H700	和室6帖	木製食器棚	W860*D460*H1950
和室6帖	人形ケース	W330*D260*H450		木製洋ダンス	W840*D630*H1800
		W420*D230*H210		木製本棚	W880*D210*H600
	木製飾り棚	W850*D240*H550		木製カラーボックス	W470*D170*H450
	木製整理ダンス	W880*D400*H1050			W450*D310*H930
		W1050*D450*H1350			W385*D290*H1810
	木製小物引き出し	W260*D260*H290			W330*D300*H900
	木製椅子	W660*D320*H560		木製整理ダンス	W870*D410*H1000
	木製水屋	W900*D410*H1650		木製テレビ台	W900*D600*H470
曽築部分	木製ベット	W1100*D2050*H450 ヘッド部分 H750		8 号室	•
	ゲーム機	W860*D570*H600 2 台		外部	
	木製折り畳み椅子	W250*D400*H550	南側	戸棚	W600*D400*H800
	木製チェスト	W1200*D440*H450		収納ボックス	W630*D380*H420
	スチール整洋服ハンガー	W580*D360*H1450		木箱	W900*D350*H730
	ソファー	W1450*D800*H650	屋根	テレビアンテナ	L-5000
	樹脂製下足入れ	W270*D310*H740			
	木製カラーボックス	W475*D290*H1770			
	7 号室				
	撤去家電リスト				
室名		形状			
玄関	オーブントースター	W520*D520*H850			
和室4.5帖	カセットレコーダー	W360*D200*H400			
和室6帖	ラジカセ	W320*D100*H200			
増築部分	レコードプレーヤー	W310*D320*H80			
	扇風機	W400*D300*H800			
	7号室				
	外部				
西側	アルミフレームケース	W900*D450*H310			
	樹脂製椅子	W560*D500*H700			
	折り畳み式物干し	W1200*D200*H1200			

※ 各室その他設備機器、配管配線及び廃品類撤去処分

丹羽建築事務所 丹 羽 悟

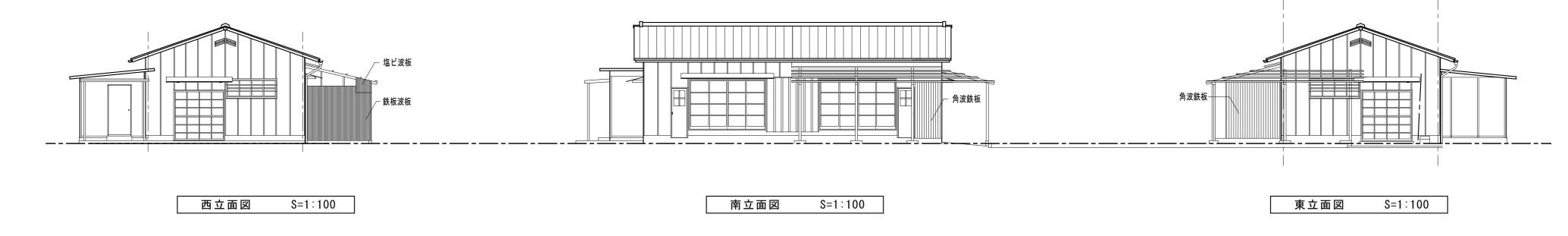
1級建築士登録119290号

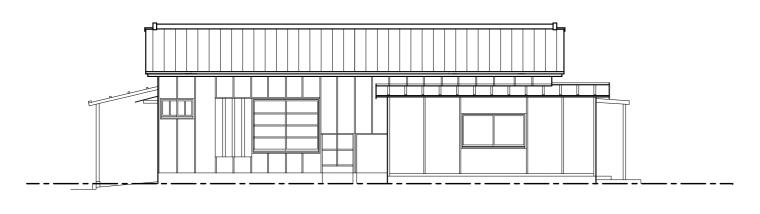
鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521

	工事名	木津第 6 団地 7 、 8 号室棟解体撤去工事	SCALE S=1:100	
, 	図面名	平面図、屋根伏図、撤去家具リスト、撤去家電リスト		

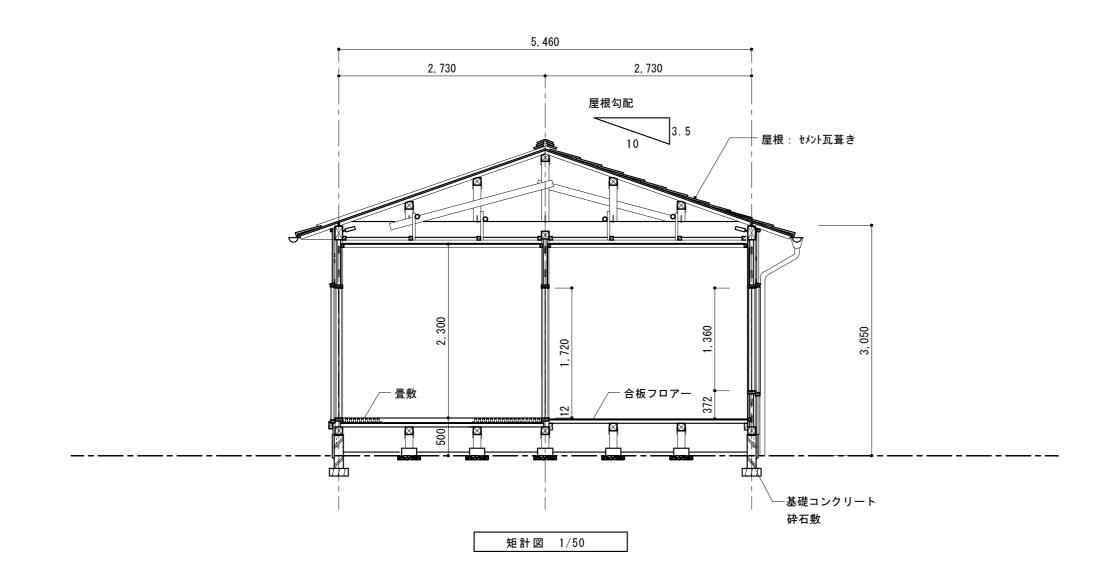








北立面図 S=1:100



•	工事名	木津第 6 団地 7 、 8 号室棟解体撤去工事	SCALE S=1:100	
· 	図面名	立面図、矩計図		

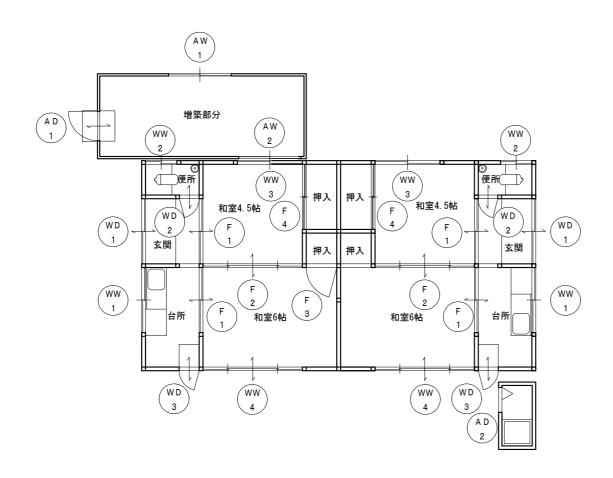


丹羽建築事務所

鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521

丹 羽 悟 1級建築士登録119290号





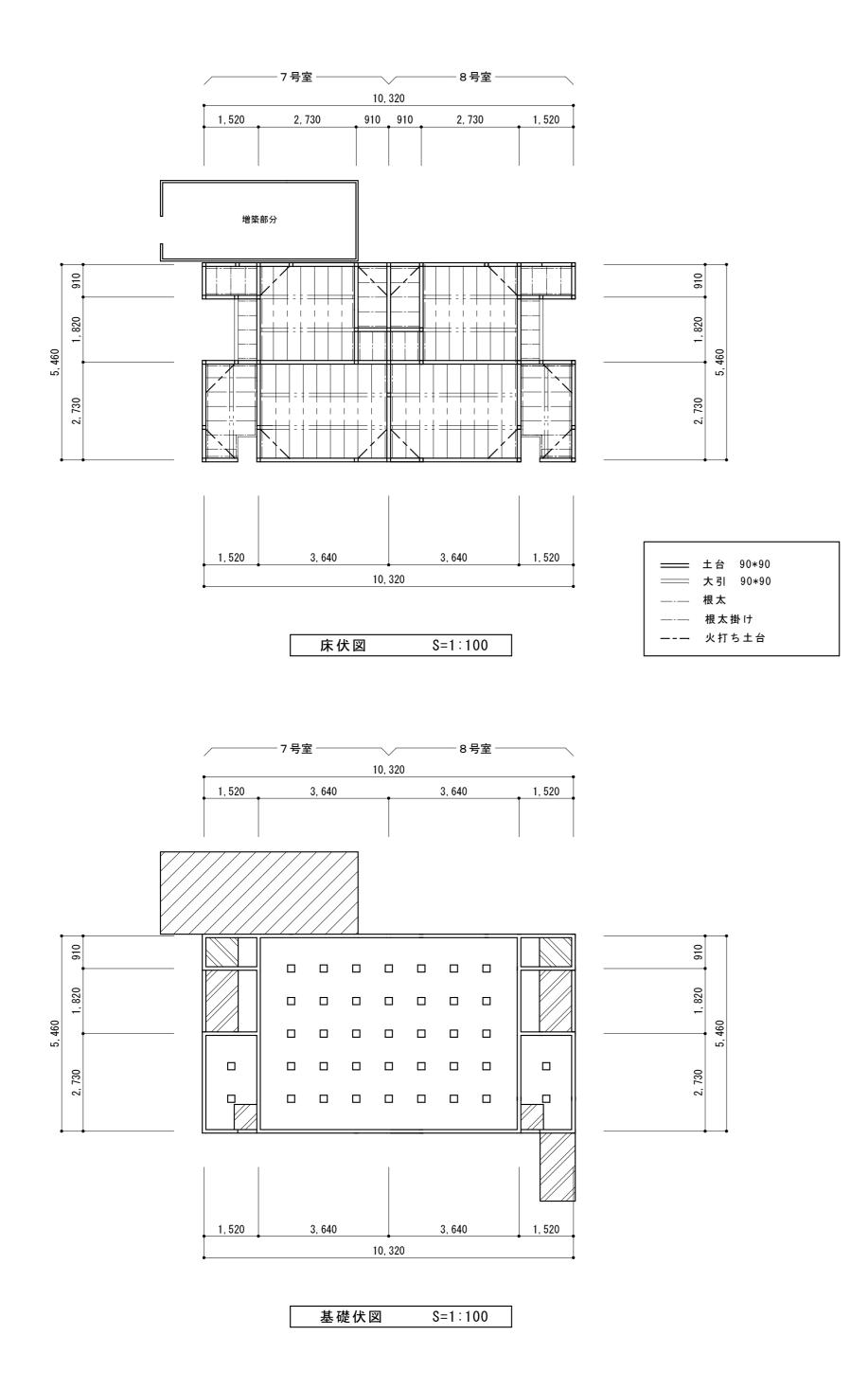
建具配置図 S=1:100

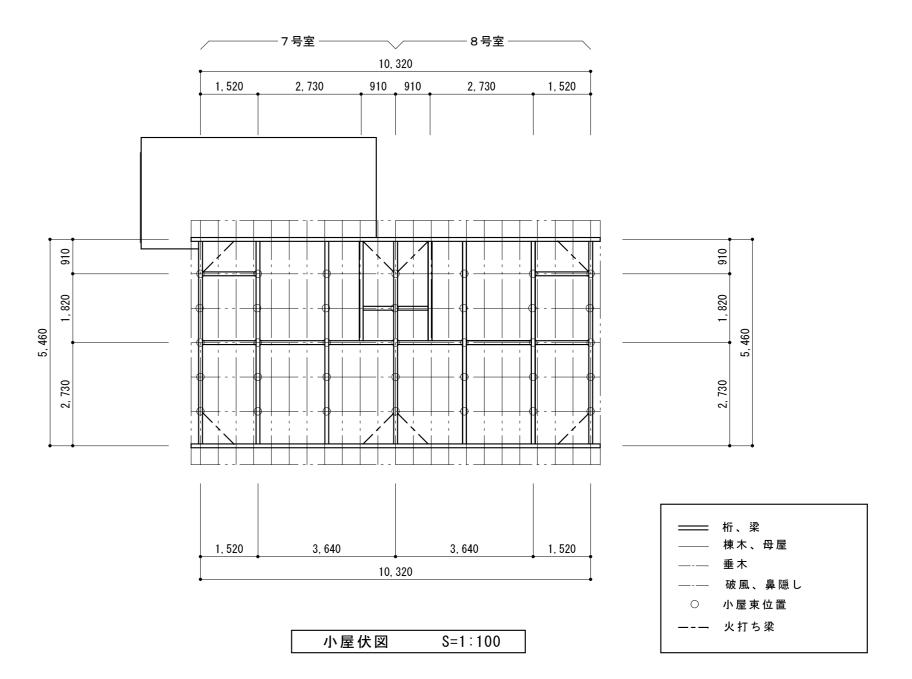
建具表 符号数量	7 08 0 1 2	7 080	0 . Fr	7 08 0 17		7 08 = 0.1	-	7 08 0 0 1	
	7,8号室 2ヵ所	7,8号室		WD 7,8号室 2ヵ所 3 片引き框戸		7,8号室 2ヵ月		WW 7, 8号室 2ヵi	
型式	引達い框戸	見込:30 片開き舞良戸	見込:30	片引き框戸	見込:30	引違いガラス窓(外部木格子付)	見込:30	引違いガラス窓(外部木格子付)	見込:30
形 状	1, 720	510		530		1, 720		830	
	1, 730	1, 730		1, 720		009		450	
材質	木製	木製		木製		木製		木製	
仕 上									
硝子	ガラス t=3mm			ガラス t = 3 mm		ガラス t = 3 mm		ガラス t=3mm	
金物									

•	工事名	木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	SCALE S=1:100	丹羽建築事務所		NO.
•	. 図面名	建具配置図、建具表(1)		丹 羽 悟 1 級建築士登録119290号	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	08

建具表	S = 1: 100				
符号数量	7,8号室 2ヵ所	7,8号室 2ヵ所	7,8号室 4ヵ所	7,8号室 2ヵ所	7号室 1ヵ所
型式	引違いガラス窓 見込:30	WW 7,8号室 2ヵ所 引達いガラス窓 見込:30	1 引違い襖 見込:21	7,8号室 2ヵ所 2 引違い襖 見込:21	3 片開き舞良戸 見込:30
形状	1, 730	2, 640	1,730	2, 640	820
	1, 360	1, 720	, 1, 720	1, 720	1, 720
材質	木製	木製			木製
仕 上					
硝子	ガラス t = 3 mm	ガラス t = 3 mm			
金物					
備考	雨戸	雨戸			
符号数量	7,8号室 2ヵ所	7号室 1ヵ所	8号室 1ヵ所	7号室 1ヵ所	7号室 1ヵ所
型式	4 引違い襖 見込:21	7号室 1ヵ所 1 片開きドア 見込:60	AD 8号室 1ヵ所 がれ戸 見込:60	7号室 1ヵ所 1 引違いサッシ 見込:70	7号室 1ヵ所 2 引違いサッシ 見込:70
形状	1, 730	770	700	1, 670	1, 650
	088	1, 730	1, 830	1, 300	1, 730
材質	· 複	アルミフラッシュ	アルミ	アルミ	アルミ
仕 上	襖	アルミフラッシュ		アルミ	アルミ
仕 上 硝 子	· · · ·	アルミフラッシュ		アルミ ガラス t = 3 mm	アルミ ガラス t = 3 mm
仕 上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	アルミフラッシュ	アルミ		
仕 上 硝 子	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	アルミフラッシュ	アルミ		

•	工事名	 木津第6団地7、8号室棟解体撤去工事	SCALE S=1:100	丹 羽 建 築 事 務 所	NO.
•		AND SECOND SERVINGE		丹羽 悟 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18	
•	図面名	建具表(2)		1 級建築士登録119290号 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	09 NIWA & associates architectural of fice





S=1:100

